

20歳 になったら“国民年金”

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116

国民年金は、老後や、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務づけられています。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金加入のお知らせが送付されますのでご確認ください。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族も保障

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

保険料が控除！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国(税金)が負担！

基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

「学生納付特例制度」

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やケガで障がいが残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

▶対象になる方

大学、大学院、短大、高等学校、専修学校、各種学校に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方

※学校教育法で規定されている就業年限が1年以上の課程に在学している方

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状態を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

国民年金の相談・手続きについて詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧くださいか、役場国保年金課または年金事務所までお問い合わせください。

◎日本年金機構ホームページURL <https://www.nenkin.go.jp/>

◎土浦年金事務所 ☎029-825-1170



◀日本年金機構HP
QRコード